

## 美しく魅力的な景観づくり

県民共有のかけがえのない財産である本県の景観を長く後世に伝えるため、様々な主体が協働し、景観の保全や地域特性を生かした景観の創出につなげる取組を推進する。

### 1 地域が主体となった景観の育成

#### ● 景観行政団体移行支援

支援の内容

- ・景観法委任条例の制定時の助言
- ・景観計画の策定時の助言
- ・県への協議に関する手続きの明示
- ・他市町村の状況を情報提供

#### ● 景観行政団体である市町村（19）

長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、飯山市、茅野市、佐久市、千曲市、安曇野市、下諏訪町、南箕輪村、小布施町、高山村、山ノ内町

#### ● 地域景観協議会

景観区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行う

- ・地域景観協議会の開催
- ・景観育成委員会の開催

#### ● 景観育成住民協定の締結支援

住民が地域の景観づくりのために一定のルールを定め協定を締結した場合、知事が認定をするなどの支援を行う

- ・認定地区数 計：44 市町村、168 件

#### ● 人材の育成等

地域における自主的、自律的な景観育成活動を支援する

- ・地域景観リーダー研修会
- ・景観デザイナーの派遣

### 2 個性豊かな景観の育成

#### ● 世界に誇る信州の農村景観育成事業

長野県農村景観育成方針に基づき、以下の事業の実施等により、信州の豊かで美しい農村景観を保全・育成する取組を進める

- ・ふるさと信州風景百選の選定・発行、ホームページ作成
- ・風景の「語り部」の育成
- ・ビューポイント（視点場）づくりへの助成（ビューポイント整備事業補助金）

### 3 良好な景観への誘導

#### ● 景観法に基づく届出指導

景観計画に基づき、良好な景観へ誘導

#### ■ 下記以外の長野県景観計画区域

- ・一定規模以上の建築物の建築等届出

#### ★景観育成重点地域（4地域）

- ・信州の景観の骨格をなす地域を、県が指定  
浅間山麓(H5.3.1)  
国道147号・148号沿道(H5.3.1)  
八ヶ岳山麓(H10.3.1)  
高社山麓・千曲川下流域(H12.3.1)
- ・規模の小さい建築物等から届出

#### ★景観育成特定地区（0地区）

- ・地域の住民からの提案に基づき、県が指定  
伊那市西箕輪地区 H27.4.1 に廃止
- ・規模の小さい建築物等から届出

#### ● 景観法に基づく届出の実績

平成26年度 届出件数（件）	1, 555
うち景観育成 重点地域等内	1, 486



屋外広告物適正化旬間の活動

#### ● 屋外広告物条例

#### ■ 屋外広告物等の制限

掲出等の許可及び  
違反処理等の事務

市町村へ委任

#### ★ 物的規制

<表示禁止物件>

公衆電話ボックス、街路樹、信号機等

<禁止広告物>

地色彩度15以上、蛍光塗料を使用したもの等

#### ★ 地域規制

<禁止地域>

- ・適用除外となる広告物以外の掲出は禁止
- ・住居専用地域、風致地区、高速道 等

<許可地域>

- ・掲出できる広告物は許可要件に合致したもの
- ・良好な景観育成を図る地域（駅前広場）等

<特別規制地域>

- ・掲出できる広告物は許可が必要
- ・美観風致の維持を図ることが特に必要な地域
- ・市町村の申出により指定  
軽井沢町、白馬村、長和町和田  
国道117号沿道、八ヶ岳エコーライン

#### ■ 屋外広告業登録

違反広告物等が表示されない体制を構築するため、屋外広告業者の登録制度を実施

#### ● 独自条例による規制を行っている市町(7)

長野市、松本市、飯田市、諏訪市、  
駒ヶ根市、安曇野市、小布施町

## 世界に誇る信州の農村景観育成事業について

都市・まちづくり課

## 1 目的

長野県農村景観育成方針に基づき、美しく豊かな農村景観を次世代に継承していくために、農村景観の基盤である農林業の持続的な発展、県民が「信州らしさ」や「ふるさと」を実感できる風景づくり、風景情報の発信による都市と農山村の交流促進による地域活性化の好循環を創り出し、持続的な農村景観の保全・育成を図ります。

## 2 平成 26 年度の主な事業実績

- ふるさと信州風景百選の選定（平成 26 年 7 月 応募写真 953 枚から 103 箇所を風景を選定）  
冊子の刊行（平成 27 年 1 月 発行：(株)まちなみカントリープレス 定価：1,000 円（税込））
- 風景の「語り部」育成研修会の開催（年 2 回）
- ビューポイント整備事業補助金による視点場整備の促進（8 箇所）

## 3 平成 27 年度事業計画

ふるさと信州風景百選の効果的な活用、風景の「語り部」の育成、ビューポイント整備への補助を行います。

項 目	事 業 内 容
ふるさと信州風景百選の活用	本県 4 月開設予定の「ふるさと信州風景百選」ホームページについて、外国人旅行者に美しく豊かな信州の農村風景の魅力を発信するため、英語表記を加えることにより、観光部と連携しながら外国人旅行者の増加につなげます。
風景の「語り部」育成事業	風景にまつわる文化や歴史、成り立ちなどの情報を、本県への来訪者等にわかりやすく伝えることができる風景の「語り部」の育成を図ります。 ・対 象：景観育成関係者、農林業者、観光ガイド等 ・実施内容：育成研修会の開催 百選ホームページを活用した風景情報の発信
ビューポイント整備事業	市町村等が行うビューポイント(視点場)の整備に要する経費を補助します。 ・事業主体：市町村、広域連合及び一部事務組合 ・補助率：2/3 以内 ・補助限度額：300 千円 ・対象予定件数：10 箇所

## 4 事業費

平成 27 年度予算額 353 万 3 千円